

決意

豊島における産業廃棄物不法投棄事件は、兵庫県警による摘発から5年6カ月を迎えました。

摘発後の3年間、香川県によって廃棄物の処理方法が模索されたかに見えましたが、ついにその方法は見いだされませんでした。

民事訴訟の時効成立を前に「もはや私たちのふる里は、私たちが守る以外にない」という事態に至り、私たちは公害紛争処理法に基づく公害調停を申し立てました。

公害調停申し立てから2年6カ月、私たちは調停作業と同時に、座り込みや調査の立ち会いなどあらゆる運動を行ってきました。

その結果として産業廃棄物不法投棄現場の「放置できない状況」と「早急な対策の必要性」が国によって明らかにされました。

公害調停はいよいよ大詰め段階を迎えています。

一方で、この問題を通して見えてきたのは、「もって行き場のない廃棄物が過疎地の弱者に押し付けられているという現実」であり、求められているのは「大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換である」という事実です。

事件としての豊島問題は、いざれ終わる時がくるでしょう。

しかし、私たち住民にとって本当の意味での問題解決とは「豊かな島と書いて“てしま”といえます」と誇りを持っていえる日がくることなのです。

私たちにとっては、風評により著しくイメージダウンしたこの島が再生したときこそ真の解決なのです。

そのためには、「有害産業廃棄物の撤去」はなくてはならないことであり、まさに撤去を実現することが再生への出発点となるのです。

この2年あまりの事態の進展は、調停作業と並行して自らの意志を自らの行動で示した結果であり、また弁護団をはじめ多くの方々の支援の賜物であります。

ふる里再生をめざし、産業廃棄物の撤去を実現するために、「弱者への廃棄物のしわ寄せを許さぬこと、リサイクルに目を開くこと」を自らの行動で示すではありませんか。

私たちの決意を看板にし、未来永劫の信念として、いまここに宣言します。

「豊かなふる里、わが手で守る」

平成8年5月6日

廃棄物対策豊島住民会議
議長 安 岐 登志一